

意見陳述（武 建一）

- 1、関生支部の結成は、1965年5分会180人、産業別労働組合としてスタート。その理由は、第1に相手の攻撃。第2に優れたオルグ活動。
- 2、1960年代より今日まで組合潰しを狙った差別、解雇、企業閉鎖、暴力団介入、日経連による政治弾圧、権力の導入との闘いを続けて今日に至っています。
- 3、背景資本との闘い、各協同組合との協力、共闘関係を実現。集団交渉の実現、産別賃金・雇用・福祉政策の実現、年間休日125日、平均年収800万円を超える成果。
- 4、セメントメーカーとゼネコンの狭間にある中小企業を専業協同組合に団結させ、共同受注、共同販売、シェア運営活動は1979年から始め、1980年には大阪兵庫生コンクリート工業組合との間に使用者団体としての交渉権を確保し未組織労働者も拘束する労働協約（休日制度、賃金制度、雇用制度、退職金制度、福祉制度）の締結を実現しています。
- 5、大阪兵庫生コンクリート工業組合は、1981年より労働問題の窓口として大阪兵庫生コン経営者会を設立。毎年の春闘を集団交渉で交渉し、労働協約を実現してきました。それが、1984年から奈良地区、2004年から和歌山地区、2007年頃から京都各地で集団交渉を実現し大きな成果を上げてきました。セメントの値上げを阻止し、生コン売り価格引き上げに貢献してきました。
- 6、特に2015年以降、大阪・兵庫地区では我々の協力により3つの協同組合が大同団結した。つまり協同組合と関生支部とは共生・協同の関係を作り、セメントメーカーやゼネコンなど大企業の収奪と闘う体制が確立し、これが関西2府4県に拡大しました。この時期を狙いすましての権力弾圧が大々的に実行されたのです。
- 7、その手法は、すでに何年も前に解決し締結していた労働協約が恐喝行為にあたり、コンプライアンス活動が強要とか威力業務妨害にあたる。説得的ストライキが威力業務妨害にあたるなどとして、和歌山、大阪、京都、滋賀の各警察、検事により実に89名逮捕し66名を起訴する暴挙に出て、私を640日以上も長期拘留したのです。捜査の手法は我々を反社会勢力として社会から孤立させようとするもので、暴対法の拡張適用、共謀罪の先取りの手法です。
- 8、しかも保釈の条件に組合事務所への出入り禁止、組合員との接触禁止など憲法第28条が空洞化されています。従って裁判官に公正公平な判断を求めます。